

総量削減義務と排出量取引制度における 都内中小クレジット*算定ガイドライン

*都内中小クレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号イの「都内削減量」をいう。

2024（令和6）年9月
（第4計画期間版）

東京都環境局

目次

第1部	はじめに	1
第1章	本ガイドラインの目的等	1
1	本ガイドラインの目的等	1
2	本ガイドラインの位置付けと構成	1
第2章	都内中小クレジットの仕組み（概要）	3
1	基本的な考え方	3
2	都内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方	5
3	都内中小クレジット発行のための全体フロー	6
第2部	都内中小クレジットの対象事業所等と算定方法	7
第1章	都内中小クレジットの対象事業所	7
1	申請者の考え方	7
2	対象事業所等の考え方	7
第2章	都内中小クレジットの算定方法	12
1	基本的な考え方	12
2	認定可能削減量の算定	14
第3部	認定申請等の手続	19
第1章	認定可能削減量に係る算定書の作成と検証	19
1	都内中小クレジット算定書の作成	19
2	検証機関による検証	19
第2章	削減量の認定の申請	25
1	概要	25
2	申請時期	25
3	申請に必要な書類等	26
4	東京都の認定	26
第3章	都内中小クレジットの発行の申請	28
第4章	都内中小クレジットの有効期間	28
第4部	状況変化があった場合等の取扱い	30
第1章	指定地球温暖化対策事業所に該当することになった場合	30
1	都内中小クレジットの算定可能対象年度の変更	30
2	手続	30
第2章	中小規模事業所の名称の変更等	31
1	中小規模事業所の名称等の変更	31
2	事務手続の委任	31
第5部	都内中小クレジット申請における提出書類	32

巻末資料

- 第1号様式 都内中小クレジット削減量認定申請書
- 第2号様式 都内中小クレジット削減量算定書
- 第3号様式 一次エネルギー消費量算定書
- 第4号様式 都内中小クレジット削減量認定（認定拒否）通知書
- 第5号様式 都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的等

1 本ガイドラインの目的等

平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。都内中小クレジットは、条例第5条の11第1項第2号イに都内削減量として規定されており、条例第5条の11第1項第2号イに規定する指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等（以下「中小規模事業所」という。）をいう。）（当該事業所等に係る条例第8条の23の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。）の排出削減量を、取引によって大規模事業所の義務充実に使用できる。

本ガイドラインは、都内中小クレジットを、一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したものである。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、排出量取引により、他事業所の特定温室効果ガス（燃料、熱又は電気（以下、「燃料等」という。）の使用に伴って排出されるCO₂）の削減量及び環境価値を特定温室効果ガスの削減量に換算した量である次の5種類の量を取得して、削減義務に充当することができる。

- ・ 超過削減量
- ・ 都内中小クレジット
- ・ 再エネクレジット
- ・ 都外クレジット
- ・ 埼玉連携クレジット

本ガイドラインは、上記のうち、都内中小クレジットの量の算定方法及び認定申請方法について定めるものである。本ガイドラインに掲載していない個別事象の判断に当

たつては、[次](#)の環境局ホームページにあるQ&Aの内容を参照すること。

【よくある質問・回答集】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/answers/

(2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの目的や概要等について記載している。

第2部は、都内中小クレジットの算定方法と認定基準等について記載している。

第3部は、都内中小クレジットに係る認定申請等の手続等について記載している。

第4部は、都内中小クレジットの申請に変更が生じた場合等の取扱いについて記載している。

第5部は、各種申請（届出）における提出書類について記載している。

(3) 本ガイドラインの適用年度

本ガイドラインは、令和8（2026）年度以降の都内中小クレジットの発行に関する申請にあたって適用するものとする。第3計画期間の最終年度である令和6（2024）年度のクレジットを申請する令和7（2025）年度においては、改定前のガイドラインを適用するものとする。

なお、都内中小クレジットの発行に関する申請等に当たっては、令和7（2025）年度を除き、原則として、当該年度の本ガイドラインを適用するものとし、都内中小クレジットの算定方法を示した第2部は、検証機関による検証実施日時点のガイドラインの第2部を適用するものとする。

第2章 都内中小クレジットの仕組み（概要）

1 基本的な考え方

都内中小クレジットを発生させることができる対象事業所と、都内中小クレジットの発行申請が可能な事業者の考え方は、次のとおりとなる。

(1) 都内中小クレジットの対象事業所

都内中小クレジットの対象となる事業所は、中小規模事業所 (原油換算エネルギー使用量が年間で1,500kL未満となる都内に設置する事業所等(テナント含む)) であって、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出している事業所とする。

(2) 発行申請が可能な事業者

都内中小クレジットの発行の申請者（以下「申請者」という。）になれる者は、「地球温暖化対策報告書」を作成及び提出する主体となる次の者とする。

- ア 中小規模事業所の所有者（中小規模事業所の設備権限を有する者に限る）
- イ 中小規模事業所の使用者（中小規模事業所の設備権限を有する者に限る）

(3) 都内中小クレジットの発行の条件

次の3つの条件を全て満たす者が、都内中小クレジットの発行を受けることができる。

- ア 都内中小クレジットの対象事業所において、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上にエネルギー使用量を削減していること。ただし、中小規模事業所の所有者又は使用者が、本制度で規定する中小企業等である場合は、一部、特例措置を設けるものとする。
- イ 事業所範囲、エネルギー使用量について、登録検証機関の検証を受けていること。
- ウ クレジット対象年度の地球温暖化対策報告書を提出していること。

(4) 発行可能な期間

都内中小クレジットの発行可能な期間は次のとおり。

- ・ 第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）の削減量
知事が別に定める認定基準に規定する対策を実施した年度又は翌年度から5年間、

発行可能となる。

- ・ 第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減量
知事が別に定める認定基準に規定するエネルギー削減を実施した年度の翌年度か
ら第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の整理期間終了
時（令和13（2031）年9月末日）まで発行可能となる。

※ 令和12（2030）年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

2 都内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方

(1) 算定範囲

都内中小クレジットを認定する事業所の範囲（以下「事業所範囲」という。）は、原則として東京都内に設置している「建物」又は「施設」単位とし、地球温暖化対策報告書制度で対象としている中小規模事業所と同一の事業所範囲とする。また、都内中小クレジットの算定の基準となる年度の算定範囲と都内中小クレジットの算定年度の算定範囲は、都内中小クレジットの削減量算定期間内において整合する必要があるものとし、基準となる年度と算定年度の事業所範囲が異なる場合は、都内中小クレジットの申請ができないものとする。

また、事業所範囲は、他の都内中小クレジットに係る申請の対象となっている事業所範囲と重複することは認められない。

(2) 算定方法（認定可能削減量）

都内中小クレジットの認定可能削減量（都内中小クレジットとして認定することが可能な特定温室効果ガスの削減量をいう。以下同じ。）は、基本的には、基準となる年度の一次エネルギー消費量と算定対象年度の一次エネルギー消費量の差分から、基準となる年度の一次エネルギー消費量に「2030年度の達成水準」を乗じて得られる量を減じた量を特定温室効果ガス排出量に換算した量とする。

なお、基準となる年度の一次エネルギー消費量、算定年度の一次エネルギー消費量等の定義は、第2部第2章1に記載するとおりである。

ただし、中小規模事業所の所有者又は使用者が、本制度で規定する中小企業等である場合は、算定方法において、一部、特例措置を設けるものとする。

(3) 認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

申請者は、本ガイドラインに則って、自ら都内中小クレジットの認定可能削減量の算定を行い、「都内中小クレジット削減量算定書」(第2号様式)（以下「算定書」という。）等を作成する。

認定可能削減量の算定においては、正確性と信頼性を確保することが求められる。したがって、その算定結果の信頼性を担保するため、一次エネルギー消費量算定書が本ガイドラインに則って算定されていることについて、中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある（詳細は、第3部第1章2参照）。

3 都内中小クレジット発行のための全体フロー

(1) 全体フロー

都内中小クレジット発行のために必要な手続は、次のとおりである。

- ア 地球温暖化対策報告書にて基準となる年度の設定
- イ 認定可能削減量に係る 一次エネルギー消費量算定書の作成及び検証の実施（詳細は、第3部第2章参照）
- ウ 東京都へ削減量の認定の申請（詳細は、第3部第2章参照）
- エ 都内中小クレジットの発行の申請（詳細は、第3部第3章参照）
- オ 東京都からの都内中小クレジットの発行

(2) 都内中小クレジットの有効期間

東京都への「削減量の認定申請」後、東京都から、都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後に、当該通知結果を添えて、東京都へ「都内中小クレジットの発行申請」を行う。ただし、「削減量の認定申請」と「都内中小クレジットの発行申請」は同時に申請することを原則とする。

東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）の削減量
第3計画期間及び第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）
の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）
- ・ 第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減量
第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）

※ 令和12（2030）年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

第2部 都内中小クレジットの対象事業所等と算定方法

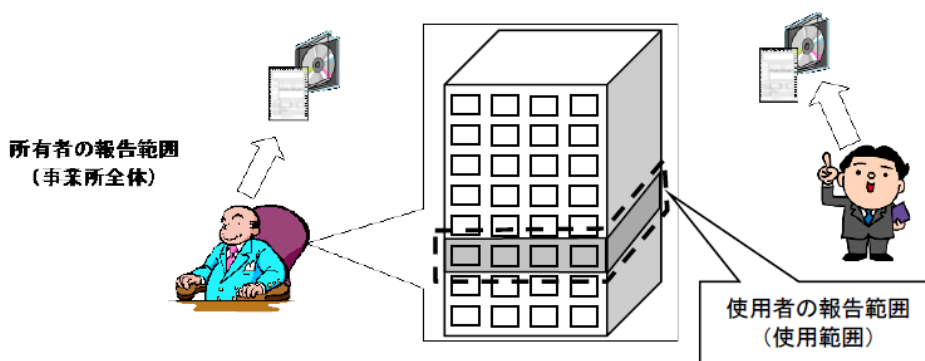
第1章 都内中小クレジットの対象事業所

1 申請者の考え方

地球温暖化対策報告書制度においては、所有者も使用者も報告書作成の主体となるため、都内中小クレジットの申請者についても同様に、中小規模事業所の所有者又は使用者となる。このため、中小規模事業所を複数の事業者で区分所有している又は複数のテナントが使用している場合には、それぞれの所有者又は使用者（テナント含む）は、当該事業所において各区分所有又は使用している範囲について、都内中小クレジットを申請することになる。

また、中小規模事業所を複数の事業者で共有する場合も同様に、それぞれの事業者は当該事業所において自己の共有持分割合に応じて都内中小クレジットを申請することになる。

ただし、都内中小クレジットは、中小規模事業所におけるエネルギー使用量の削減量をクレジット化することから、申請する事業所範囲におけるエネルギー使用量が明確に分計できていることが必要条件となる。このため、区分所有範囲又は共有持分等でのエネルギー使用量が明確に把握できない場合は、都内中小クレジットを申請することはできない。



都内中小クレジットの申請範囲

2 対象事業所等の考え方

(1) 対象事業所等

都内中小クレジットの対象となる事業所等は、都内において設置されている原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年未満の事業所等（「建物」又は「施設」）であり、都内で事業活動を営む事業者が設置する中小規模事業所は、民間、公共の別なく全て対象に

なる（国や自治体の施設も該当）。なお、住居用の建物（社宅、寮を含む）及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に使用するエネルギー使用量は除くため、中小規模事業所内の住居の用途に使用する範囲などは対象事業所外となる。

【建物等の定義】

都内中小クレジットの対象となる「建物」又は「施設」は、それぞれ次のように定義されている。

- ・建物：建築基準法（昭和25年法律第201号）上の建築物
- ・施設：エネルギーを消費して所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）
ただし、建築基準法上の建築物及び建築物に付属の工作物は除く。

一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲となる。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・主たる建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲

施設とは、例えば次に挙げるようなものとなる。

施設の例
上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、工場敷地内の工作物（群）

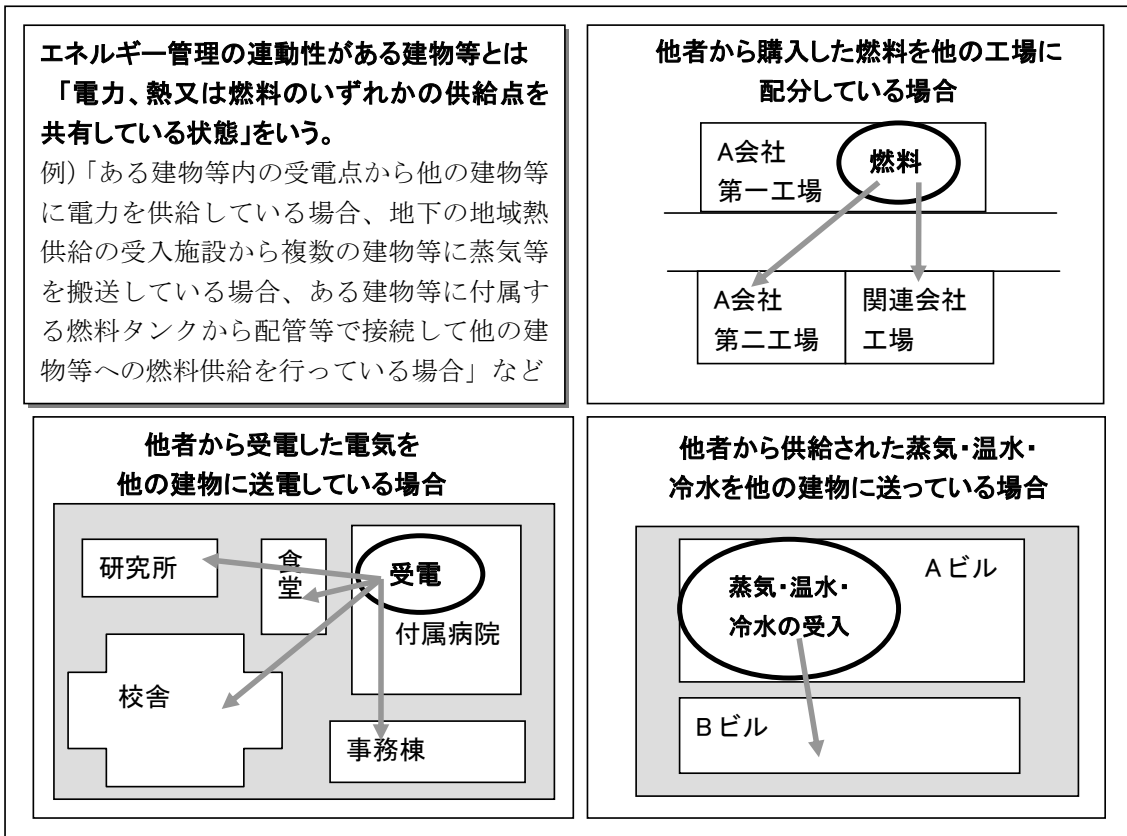
（2）対象事業所の範囲

原則として、地球温暖化対策報告書制度で報告している中小規模事業所と同一の事業所範囲とする。地球温暖化対策報告書制度での対象事業所範囲の考え方について、以下に詳細を示す。

1) エネルギー管理の連動性のある建物等の扱い

原則、対象となる事業所の範囲は、「建物」又は「施設」となるが、条例第5条の7「エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則に定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす」とされている。このため、エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一つの建物等、すなわち、同一の事業所とみなす。エネルギー管理の連動性がある状態とは、電

気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。



エネルギー管理の連動性のある建物等の取扱い

2) 隣接の建物等の扱い

建物等において、共通の所有者が存在する「隣接」する建物等が存在する場合、その隣接する建物等をまとめて一つの建物等、すなわち、同一の事業所とみなす。ただし、建物については主たる使用者が同一の場合に限定する。

【隣接の条件】

- 同一敷地内に存在すること。
- 隣接する敷地内に存在すること。

【共通する所有者が存在の条件】

a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

ここで、「主たる使用者」とは、建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど、他人が使用していることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする（一時的にテナントが退去して空室となった場合などは、使用者は存在しないものとする。）。

b 建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。ただし、「建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者（以下「施設の使用者」という。）が異なる」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。ここで、「施設の使用者」とは、自ら使用する場合の施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者等が想定される。なお、次の例に挙げるような者は「施設の使用者」に該当しない。

①上下水道施設、廃棄物処理施設の管理業務受託者

②施設の指定管理者

c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

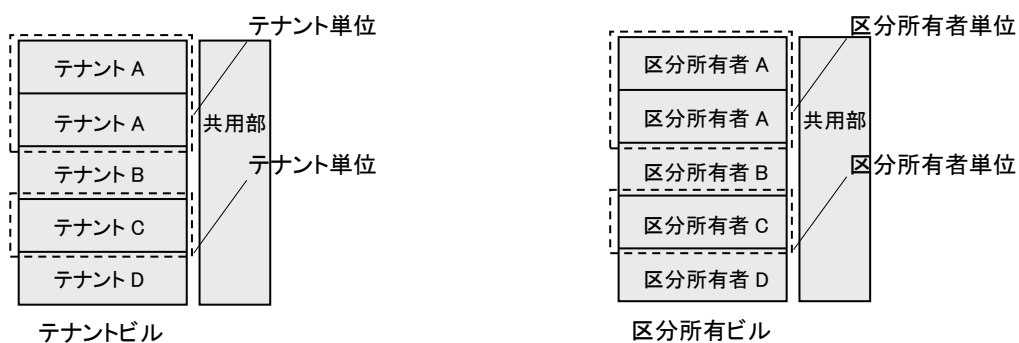
「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないことが認められる場合は、一つの事業所としない。

d 施設と施設が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

3) テナント又は区分所有者等で申請する場合

テナントや区分所有者等（以下「テナント等」という。）がそれぞれ使用又は管理する範囲のエネルギー使用量の計量ができているならば、テナント等の単位を事業所範囲とし、都内中小クレジットを申請することができる。その場合、事業所範囲は当該テナント等の子メーターで特定し、エネルギー使用量は子メーター計量した数値とする。



(a) テナント単位

(b) 区分所有者単位

建物内の一部分のみを抽出し、又は複数の部分に分割して申請する場合

(3) 重複申請の禁止

都内中小クレジットの事業所範囲は、他の都内中小クレジットの申請の対象となっている事業所範囲と重複することは認められない。

したがって、申請者は、同一の建物内に先行して申請された事業所範囲（以下「先行範囲」という。）があり、当該範囲が建物内の一部分であるときは、建物単位で事業所範囲を設定することはできず、先行範囲を除いた範囲で事業所範囲を設定しなければならない。

逆に、先行範囲が建物全体である場合にあっては、先行して申請した者の同意を得ない限りは、当該建物内の一部分を事業所範囲とすることはできない。先行して申請した者の同意があった場合は、建物内の一部分を新たな事業所範囲として認めるとともに、先行範囲について当該事業所範囲を除くように変更する。

(4) 建物の一部分に住宅用途を含んでいる場合の取扱い

建物の一部分に、住宅用途（住宅の共用部を含む。以下同じ。）を含んでいる場合、原則、住宅用途を除いて事業所範囲を設定するものとする。ただし、住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できない場合、住宅用途を含めた事業所範囲とし、エネルギー使用量の実績値は、住宅用途を含めたエネルギー使用量とすることができる。

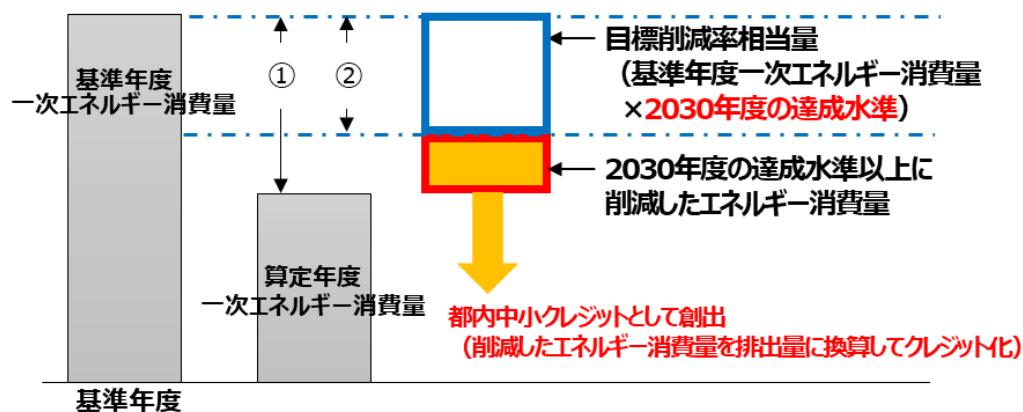
(5) 基準となる年度の事業所範囲が異なる場合の取扱い

都内中小クレジットの算定には、基準となる年度と算定年度の一次エネルギー消費量の差を用いることから、都内中小クレジットの事業所範囲は、都内中小クレジットの削減量算定期間中は、基準となる年度と算定年度で整合している必要がある。このため都内中小クレジットの申請の対象となっている事業所範囲が基準となる年度から変更された場合は、都内中小クレジットを申請することは認められない。

第2章 都内中小クレジットの算定方法

1 基本的な考え方

都内中小クレジットは、「基準となる年度の一次エネルギー消費量と算定年度の一次エネルギー消費量の差分 (①) から、基準となる年度の一次エネルギー消費量に「2030年度の達成水準」を乗じて得られる量 (②) (以下、「目標削減率相当量」という。) を減じた量 (①-②) を特定温室効果ガス排出量に換算した量」とする。



都内中小クレジットの算定方法のイメージ

都内中小クレジットの端数処理については、小数点以下の切捨てを行い、整数値とする。なお、算定の途中においては、端数処理を行わない。

ただし、中小規模事業所の所有者又は使用者が、次に示す中小企業等 (ただし、地球温暖化対策報告書の義務提出者は除く。) である場合は、都内中小クレジットを次の量とする。

基準となる年度の一次エネルギー消費量から算定年度の一次エネルギー消費量を減じて得た量 (①) を特定温室効果ガス排出量に換算した量

【中小企業等の定義】

本制度で規定する中小企業等は、次に掲げる者とする。

番号	要件
一	<p><u>中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの</u></p> <p><u>ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号の持株会社をいう。）であって、かつ、その子会社（同法第九条第五項の子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。）であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合</u></p> <p><u>イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合</u></p> <p><u>ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合</u></p> <p><u>エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合</u></p> <p><u>オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第六号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合</u></p>
二	<p><u>中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号に規定する商工組合連合会</u></p>
三	<p><u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号に規定する企業組合</u></p>
四	<p><u>商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会</u></p>
五	<p><u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛生同業組合連合会</u></p>
六	<p><u>個人</u></p>

2 認定可能削減量の算定

(1) 都内中小クレジットの削減量算定期間

都内中小クレジットの削減量算定期間は、基本的には、大規模事業所に適用される5か年度ごとの削減計画期間と同じ期間について、その期間内の全ての年度である。すなわち、都内中小クレジットは、当該期間に属する5か年度の削減量を合計して算定され、当該期間中の一部の年度のみを抜き出して算定することはできない。

ただし、中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合は、期間内の全ての年度について都内中小クレジットの削減量を算定する必要はなく、都内中小クレジットの削減量算定を希望する年度のみを選択して算定することができる。また、大規模事業所と同様に、削減量算定期間が終了していなくても都内中小クレジットを発行できる仕組みとする。

【都内中小クレジットの削減量算定期間】

第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）

※ 第4計画期間の削減実績で発行した都内中小クレジットについては、第4計画期間削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）

(2) 基準となる年度の一次エネルギー消費量の算定

基準となる年度は、地球温暖化対策指針に定める事務所等におけるエネルギーの使用の削減及び再生可能エネルギーの利用の拡大に係る目標の設定において、「地球温暖化対策報告書」の提出事業者が設定する当該事業所における基準となる年度とする。

一次エネルギー消費量の算定方法については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条に規定する方法（当該事業所での年度の熱及び電気の使用量に、当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として規則別表第一の二の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算する方法）に準じるものとする。ただし、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分によるエネルギー消費量は算定に含めないものとする。

また、次の排出活動については、原則として、算定対象から除外する。ただし、購入伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器によりエネルギー使用量を把握することが不可能である場合には、1) から3) までについては、公平性の観点から、保守的な算定を行ったうえで算定対象から除外する。4) 及び5) については、保守的な算定の対象外とし、算定対象に含める。なお、算定対象外活動は、基準となる年度の一次エネルギー消費量の算定及び算定年度を通して一貫している必要がある。

保守的な算定については、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」第2部第4章2（2）エ特例措置を参照すること。

1) 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは、算定対象から除外する。駅においては、駅に併設された商業施設など鉄道輸送に必要な排出活動に係る燃料等の使用量が算定対象となる。

2) 住宅用途への供給

住宅用途（共用部も含む。）の部分への供給分は算定対象外とする。

なお、複合用途の建物については、住宅用途の範囲を建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図、平面図（住宅用途の建物又は住宅用途のフロアを示すもの）等により把握することで、除外する範囲を特定する。

3) 事業所外で利用される移動体への供給

対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体で使用するエネルギーは算定対象外とする。対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレートの取り付け有無による。

4) 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ、算定対象活動となる活動のうち、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン「燃料等使用量監視点の特定」に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は、少量排出とみなし、エネルギー使用量に含める必要はない。

5) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等の使用による温室効果ガスの排出については、排出量から除外することができる。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により当該燃料等使用量を特定可能な場合に限る。

(3) 算定年度の認定可能削減量の算定

算定年度の認定可能削減量の算定方法は次のとおりである。なお、算定年度は総量削減義務と排出量取引制度の計画期間と整合を図ることから、基準となる年度を第4計画期間開始年度（令和7（2025）年度）より前に設定した場合であっても、算定年度は

第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）となる。第4計画期間開始年度以降に設定した場合は、設定した基準となる年度の翌年度から第4計画期間の最終年度（令和11（2029）年度）までとなる。

1）中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でない場合

ア 算定年度の各年度の一次エネルギー消費量を算定し、算定年度における一次エネルギー消費量の合計値を求める（再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分によるエネルギー消費量は算定に含めないものとする。）。

イ 算定期間の各年度の基準となる年度の一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分によるエネルギー消費量は算定に含めないものとする。）の合計値（例えば、算定期間が5か年度の場合は、基準となる年度の一次エネルギー消費量を5倍した値となる。）からアの量を減じる。

ウ イの量から算定期間の各年度の目標削減率相当量（第2章1参照）の合計値を減じる。

エ ウの量を、基準となる年度の燃料種別ごとの一次エネルギー消費量で案分し、燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を算定する。なお、基準となる年度と算定年度において、使用する燃料種等が異なる場合であっても、基準となる年度で対象とした燃料種別に案分する。

オ エの燃料種別ごとの一次エネルギー削減量に、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記載の排出係数（第3計画期間の排出係数を使用する。ただし、潤滑油（他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。）については、第3計画期間の排出係数が存在しないため、基準排出量算定で当該燃料種の排出量を算定する際は、第4計画期間の排出係数を用いること。以下、同様とする。）を乗じて、燃料種別ごとの削減量（排出量ベース）を算定する。なお、電気、都市ガス及び熱については、算定された燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を単位発熱量で割り戻した数値に、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記載の排出係数を乗じて削減量（排出量ベース）を算定する。

カ オで算定した燃料種別ごとの削減量（排出量ベース）を合計する。

※ 算定年度中に中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等となった場合は、中小企業等に該当した年度の翌年度以降については、算定年度に含めることはできない。中小企業等に該当した年度の翌年度以降の年度の削減量の認定を申請する場合は、2）に示す方法で削減量を算定し、別途申請することができる。

2) 中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合

中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合は、削減量算定期間が終了していなくても都内中小クレジットを発行できるため、算定年度が単年度であっても削減量の認定を申請することができる。このため、算定年度の認定可能削減量の算定方法としては、申請する算定年度の期間に応じて次のとおりとなる。

なお、都内中小クレジットの算定は任意であるため、算定年度すべての年度の削減量認定を申請する必要はない。

① 削減量の認定の対象とする年度が単年度の場合

ア 算定年度の一次エネルギー消費量を求め、基準となる年度の一次エネルギー消費量から当該年度の一次エネルギー消費量を減じる（再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分によるエネルギー消費量は算定に含めないものとする。）。

イ アの量を、基準となる年度の燃料種別ごとの一次エネルギー消費量で案分し、燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を算定する。なお、基準となる年度と算定年度において、使用する燃料種等が異なる場合であっても、基準となる年度で対象とした燃料種別に案分する。

ウ イの燃料種別ごとの一次エネルギー削減量に、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記載の排出係数を乗じて、燃料種別ごとの削減量（排出量ベース）を算定する。なお、電気、都市ガス及び熱については、算定された燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を単位発熱量で割り戻した数値に、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記載の排出係数を乗じて削減量（排出量ベース）を算定する。

エ ウで算定した燃料種別ごとの削減量（排出量ベース）を合計する。

② 削減量の認定の対象とする年度が複数年度の場合

ア 算定対象とする年度ごとの一次エネルギー消費量を合計し、削減量の認定の対象とする年度における一次エネルギー消費量の合計値を求める（再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分によるエネルギー消費量は算定に含めないものとする。）。

※ 算定期間中の削減量の認定の申請（詳細は、第3部第2章参照）が初めての場合は、当該算定における算定対象とする年度は、基準となる年度を、第4計画期間開始年度（令和7（2025）年度）より前に設定した場合は令和7（2025）年度から、第4計画期間開始年度以降に設定した場合は設定した基準となる年度の翌年度から、いずれも削減量の認定の申請をする前年度までの年度とする。これ以降の申請の場合は、前回の申請年度から削減量の認定の申請をする前年度までの年度とする。

イ 削減量の認定の対象とする年度の基準となる年度の一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分がある場合、自家消費分によるエネルギー消費量は算定に含めないものとする。）の合計値からアの量を減じる。

ウ イの量を、基準となる年度の燃料種別ごとの一次エネルギー消費量で案分し、燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を算定する。なお、基準となる年度と算定年度において、使用する燃料種等が異なる場合であっても、基準となる年度で対象とした燃料種別に案分する。

エ ウの燃料種別ごとの一次エネルギー削減量に、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記載の排出係数を乗じて、燃料種別ごとの削減量（排出量ベース）を算定する。なお、電気、都市ガス及び熱については、算定された燃料種別ごとの一次エネルギー削減量を単位発熱量で割り戻した数値に、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記載の排出係数を乗じて削減量（排出量ベース）を算定する。

オ エで算定した燃料種別ごとの削減量（排出量ベース）を合計する。

※ 算定年度中に中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でなくなった場合は、中小企業等でなくなった年度については、算定年度に含めることはできない。中小企業等でなくなった年度以降の削減量の認定を申請する場合は、1) に示す方法で削減量を算定し、別途申請することができる。

(4) 購買伝票等の確認

基準となる年度と算定年度の一次エネルギー消費量は、検証機関による検証を受ける必要がある。検証機関による一次エネルギー消費量の検証にあたっては、原則、光熱費の購買伝票等で確認するため、基準となる年度及び算定年度における購買伝票等が保存等されている必要がある。

なお、テナント等が使用する区画を含めて中小クレジットを申請する場合、当該テナント等のエネルギー消費量が含まれている購買伝票等で検証を受ける必要がある。つまり、テナント等で光熱費を支払っている場合であっても、当該テナント等のエネルギー消費量が記載された購買伝票等を入手し、エネルギー消費量の検証を受ける必要がある。

第3部 認定申請等の手続

第1章 認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

1 都内中小クレジット算定書の作成

申請者は、本ガイドラインに則って、自ら都内中小クレジットの認定可能削減量（一次エネルギー消費量の削減効果から算定される都内中小クレジットとして認定することが可能な特定温室効果ガスの削減量）の自己算定を行い、算定書等を作成する。

認定可能削減量を算定するために必要な基準となる年度の一次エネルギー消費量及び算定年度の一次エネルギー消費量の算定においては、公平性、正確性等を確保することが求められる。したがって、その算定結果の信頼性を担保するため、算定書が本ガイドラインに則って作成されていることについて、中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある。

なお、算定年度の一次エネルギー消費量については、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変更されていない場合であっても、年度ごとに検証を受ける必要がある。

2 検証機関による検証

(1) 検証の項目

主な検証項目は、算定の対象となる事業所の範囲、算定対象排出活動、燃料等使用量監視点、一次エネルギー消費量である。検証項目を確認するための検証の対象は、都内中小クレジット削減量算定書に添付する「一次エネルギー消費量算定書」(第3号様式)である。検証機関は、これら検証の対象が本ガイドラインに則って作成されているか確認するため、(3) 検証の準備で記載されている書類の確認、関係者へのヒアリング等を行う。

(2) 検証の頻度

1) 中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でない場合

認定可能削減量の申請は、算定年度の翌年度（原則、第4計画期間の最終年度の翌年度（令和12（2030）年度））であるが、申請者が中小企業等となる場合や基準排出量を変更する場合などで算定年度が短縮された場合は、当該算定年度の翌年度に申請することになる。このため、検証の頻度としては、基準となる年度と算定年度の複数年度分をまとめて実施するものとする。ただし、検証時に書面の不備等が

あると削減量認定申請ができない場合があるため、早い段階で検証を行うことが望ましい。

また、基準となる年度を変更した場合は、当該年度の一次エネルギー消費量について検証を受ける必要がある。

2) 中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合

中小企業等は、算定期間が終了していても認定可能削減量の申請ができるため、検証の頻度としては、申請時に実施するものとする。ただし、検証時に書面の不備等があると削減量認定申請ができない場合があるため、早い段階で検証を行うことが望ましい。

基準となる年度の一次エネルギー消費量については、初回の認定可能削減量の申請を行う場合のみ実施するものとする。ただし、基準となる年度を変更した場合は、当該年度の一次エネルギー消費量について検証を受ける必要がある。

(3) 検証の準備

検証に当たって、必ず検証機関に提示する書類は、次のとおりである。原則として、現地検証の前に事前に提示する書類は、次のア、イ及びエとする。ウ及びオについては現地検証時に提示する。算定書については、電子データも併せて検証機関に提出する。

ア 「一次エネルギー消費量算定書」(第3号様式)

- イ 中小規模事業所の概要
- ウ エネルギー消費量が確認できる購買伝票等
- エ 用途別床面積の算定根拠が分かる書類
- オ その他検証に必要な書類

検証は、証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物の目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照とする。）。

申請者は、検証機関による検証を円滑に行うため、事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

(4) 検証機関への依頼

申請者は、当該中小規模事業所と著しい利害関係を有する検証機関及び検証主任者には検証の依頼ができないことに留意した上で、検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない。

検証機関及び検証主任者が検証業務を行うことのできない著しい利害関係を有する事業者とは、規則第5条の12第2項第1号から第5号までに基づき、次に掲げる者である。

【条例の参照条文】

(検証業務の実施等)

第八条の十四

- 3 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

【規則の参照条文】

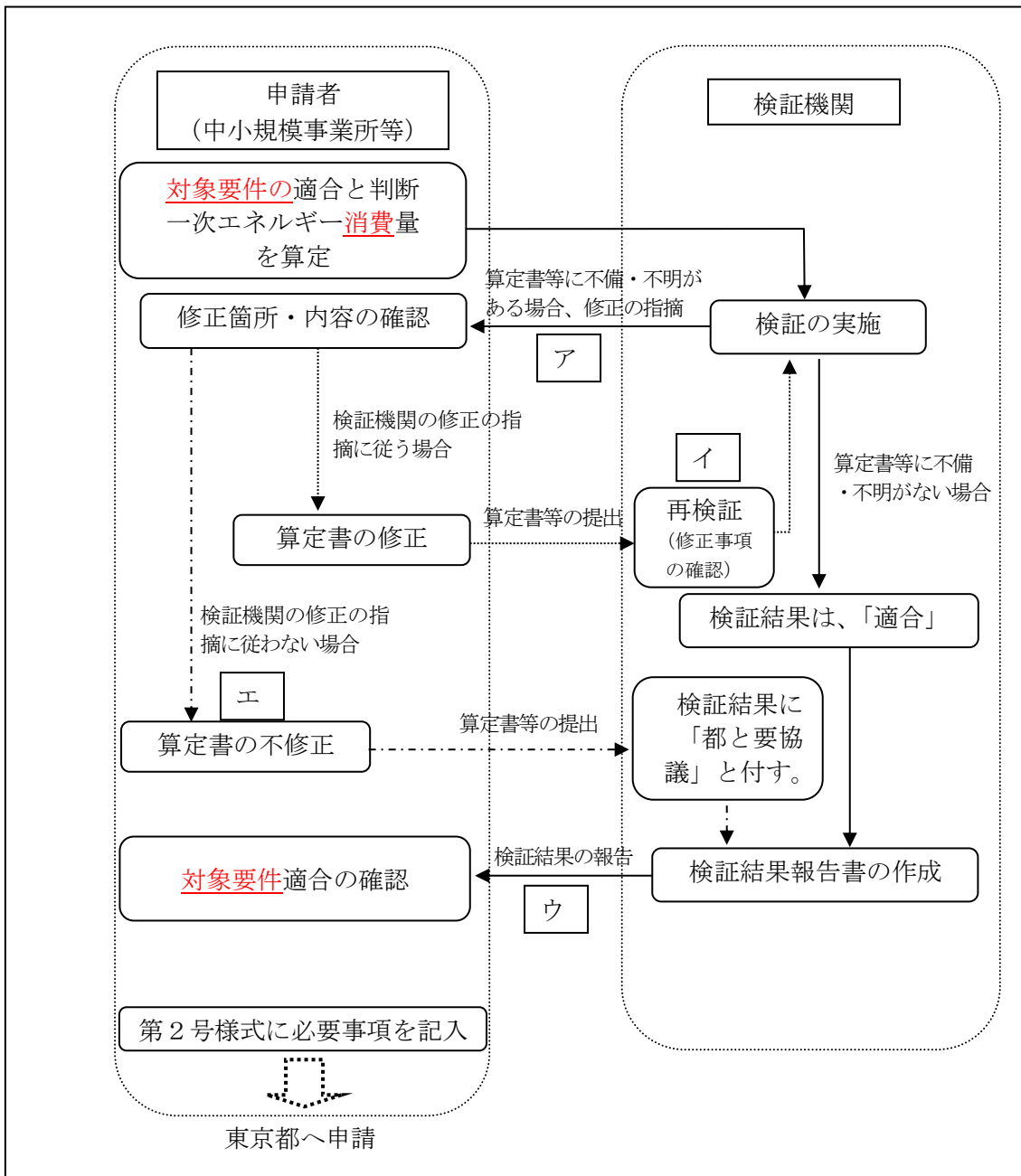
(検証業務の実施方法)

第五条の十二

- 2 条例第八条の十四第三項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 当該登録検証機関
 - 二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社とする株式会社をいう。）
 - 三 役員又は職員（検証業務を行う日の前二年間にそのいずれかであったものを含む。次号において同じ。）が当該登録検証機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者
 - 四 役員又は職員のうち当該登録検証機関（法人であるものを除く。）又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
 - 五 当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

(5) 検証フロー

下図に検証フローを示す。



検証のフロー図

上図のアからエまでの詳細について、次に記載する。

なお、申請者は、中小クレジットの申請対象であること、本制度で定義する中小企業等の要件に適合しているかどうかを確認したうえで、検証機関に検証を依頼すること。

ア 一次エネルギー消費量算定書に不備・不明があった場合の対応

検証機関は、一次エネルギー消費量算定書の内容と中小規模事業所の削減対策等の実態が、整合していることを確認する。

整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、その誤りについて、申請者に対し、一次エネルギー消費量算定書を修正し、又は整合を確認するための根拠書類を作成するよう求める。

イ 再検証

申請者は、修正の要求に対して、一次エネルギー消費量算定書を修正し、又は一次エネルギー消費量算定書の内容と中小規模事業所の削減対策等の実態との整合を確認するための根拠書類を作成した上で、検証機関に一次エネルギー消費量算定書を再提出する。

なお、申請者は、検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わないものとする。

ウ 検証結果の報告

検証機関は、検証の結果として「検証結果報告書」、「検証結果の詳細報告書」、「都内中小クレジット検証チェックリスト」(B-1号様式)及び「一次エネルギー消費量検証実施報告書」(C号様式)を作成し、中小規模事業所に提出する。

検証結果報告書は、検証機関が作成する中小規模事業所の総合的な検証結果を示した書類であり、都内中小クレジット検証チェックリストは、エネルギー使用量等に対する検証結果を示した書類である。

エ 算定書の不修正

中小規模事業所が検証機関からの修正の要求に応じなかった場合、検証機関の検証結果に「不備有り」又は「不明」の項目が残ることになり、東京都との要協議事項として報告される。

この場合、検証結果報告書の検証の結果は「東京都と要協議」となり、一次エネルギー消費量算定書の内容が本ガイドライン及び都内中小クレジット検証ガイドラインに適合するかどうかは申請者と東京都の協議による。

エにおいて、申請者と東京都の協議によって算定書の誤りが修正されない場合は、中小クレジットの削減量認定はできないものとする(第2章4参照)。

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引又は第三者等への証明に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、ガス小売事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

～ 参考 購買伝票等の保管義務～

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間の間保管することが法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものがある（企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。）。

- 商法（明治32年法律第48号）の保存期間（商法第19条（商人の商業帳簿に関する規定））
 - 商業帳簿、営業に関する重要書類 10年間
- 法人税法（昭和40年法律第34号）の保存期間（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第59条（帳簿書類の整理保存））
 - 帳簿等（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など） 7年間
 - 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など） 7年間
 - 証憑書類（請求書、領収書など） 7年間
 - その他の書類 5年間

第2章 削減量の認定の申請

1 概要

申請者は、東京都の認定を受けたい期間の認証可能削減量に関して、都内中小クレジット削減量認定申請書に、検証を受けた一次エネルギー消費量算定書と検証結果報告書（検証機関が作成したもの）等を添えて削減量の認定申請を行う。

なお、申請者は、申請する年度の9月末日までに、東京都へ提出しなければならない。

2 申請時期

(1) 中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でない場合

都内中小クレジットは、第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の実績に基づき発行可能となる。申請は、算定年度の購買伝票等がそろい、算定年度の一次エネルギー消費量が算定された後に行うものとするため、中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でない場合の削減量の認定の申請は、令和12（2030）年度の9月末日までに申請することになる。

ただし、都内中小クレジットの削減量を算定する事業所に係る算定年度の地球温暖化対策報告書を、毎年度（提出は算定年度の翌年度）、東京都に提出していなければならない。

(2) 中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合

都内中小クレジットは、第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）の実績に基づき発行可能となる。なお、申請は、算定年度の購買伝票等がそろい、算定年度の一次エネルギー消費量が算定された後に行うものとするため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の間申請することが可能である。このため、中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合は、上記期間中であれば、どの年度でも申請することができる（提出時期は、各年度の翌年9月末日とする。）。

ただし、削減量認定を申請する年度の都内中小クレジットの削減量を算定する事業所は、算定年度の地球温暖化対策報告書を、東京都に提出していなければならない。

3 申請に必要な書類等

申請者は、東京都への削減量の認定申請に当たっては、次のものを提出する。

(1) 都内中小クレジット削減量認定申請書（第1号様式）

(2) 都内中小クレジット削減量算定書（第2号様式）

(3) 一次エネルギー消費量算定書（第3号様式）（検証機関が確認したもの）

(4) 検証結果報告書及び関連書類（検証機関が作成したもの）

(5) その他東京都が必要と認める書類

初回の申請時には、基準となる年度と算定年度について、検証を受ける必要がある。このため、(3) 及び (4) については、申請状況に応じて書類数が異なる。

4 東京都の認定

(1) 認定の条件

東京都は、都内中小クレジット削減量認定申請書で申請された都内中小クレジットの削減量が次の事項を全て満足しているとき、当該削減量を認定する。なお、審査の過程で、次の事項の確認のため、申請者や検証機関に対し、ヒアリングや現地検査（条例第152条の2の規定に基づくもの）を行うことがあり、算定書や検証結果報告書等に修正が必要な場合は、再提出を求めることがある。

ア 中小規模事業所が、一次エネルギー消費量を令和12（2030）年度の達成水準以上に削減していること。ただし、本ガイドラインで規定する中小企業等である場合は、一次エネルギー消費量を基準となる年度よりも削減していること。

イ 一次エネルギー消費量算定書について、検証機関の検証の結果が「適合」であって、その検証の方法が適正であること、又は、検証の結果が「東京都と要協議」であるが、申請者と東京都との協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。

ウ 中小規模事業所について、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出していること（提出は算定する年度の翌年度）。

※ 地球温暖化対策報告書は、毎年度8月末日（地球温暖化対策報告書制度における提出義務のない任意提出事業者は12月15日まで）が提出期限となっているので注意すること。

エ 東京都の修正要求があった場合に対応していること。

(2) 東京都からの通知

東京都は、都内中小クレジットに係る削減量を認定し、又は認定しなかったときは、

申請者に対して「都内中小クレジット削減量認定（認定拒否）通知書」（第4号様式）で認定又は認定しないことを通知する。

なお、当該通知は、都内中小クレジットが発行可能な量を認定したものであり、都内中小クレジットを削減量口座簿（条例第5条の19第1項の削減量口座簿をいう。以下同じ。）に発行し、排出量取引又は義務充当を行えるようにするためには、別途、都内中小クレジットの発行申請が必要である。この都内中小クレジットの発行申請は、都内中小クレジット削減量認定申請と同時に行うことを原則とする。

第3章 都内中小クレジットの発行の申請

申請者は、東京都から、都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後は、都内中小クレジットの削減量の発行を申請することができる(ただし、都内中小クレジットの削減量の申請と都内中小クレジットの削減量の発行申請は同時に申請することを原則とする。)。

都内中小クレジットの削減量の発行申請の手続については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。

第4章 都内中小クレジットの有効期間

東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの削減量
第4計画期間(令和7(2025)年度から令和11(2029)年度まで)で利用可能

※ 令和12(2030)年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

～地球温暖化対策報告書の提出について～

1 地球温暖化対策報告書制度

(1) 内容：事業所ごとの前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した「地球温暖化対策報告書」を東京都に提出する制度である。

(2) 対象となる事業所：都内の中小規模事業所

(3) 提出主体：都内の中小規模事業所を所有し、又は使用している事業者

<備考>

一つの事業所に複数の所有者又は使用者が存在する場合には、それぞれの事業者が提出主体となり、それぞれの所有又は使用の範囲について地球温暖化対策報告書の作成及び提出を行う。例えば、ある建物の上層階部分をA社が、低層階部分をB社が区分所有している場合には、A社が上層階部分、B社が低層階部分について、それぞれ本報告書の作成及び提出を行うことになる。

(4) 提出期限：提出義務がある場合は毎年度8月末日、任意提出は12月15日

(5) 問合せ先及びホームページ：

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

「地球温暖化対策報告書制度」ヘルプデスク [0570-03-3517](tel:0570-03-3517)

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/report/warming/>

2 都内中小クレジットでの取扱い

都内中小クレジットの削減量を申請するためには、以下が必要である。

(1) 算定年度の地球温暖化対策報告書を、毎年度、東京都に提出していなければならない。

<例>

[令和7（2025）](#)年度の削減量を都内中小クレジットとして認定申請する場合、[令和8（2026）](#)年度の地球温暖化対策報告書を提出していなければならない。なお、[令和6 2026](#)年度の地球温暖化対策報告書の内容は、[令和7（2025）](#)年度のCO₂排出量等の報告となる。

(2) 都内中小クレジットの申請事業所範囲の全てが地球温暖化対策報告書の報告範囲に含まれている必要がある。

<例外>

共有・区分所有の事業所であって、共有者又は区分所有者が自らの所有範囲（持分）のみについて地球温暖化対策報告書を提出している場合であっても、当該地球温暖化対策報告書の添付資料に事業所全体のエネルギー使用量（電気、都市ガス及びその他の燃料等）が報告されていれば、申請事業所範囲の全てが地球温暖化対策報告書の報告範囲に含まれているとみなす。

<備考>

申請事業所を含む複数事業所について、既に地球温暖化対策報告書を提出している場合は、申請事業所単独について改めて提出する必要はない。同意を得た者が削減量の認定申請を行う場合は、認定申請を行う事業所範囲を含む地球温暖化対策報告書を所有者又は使用者が提出していなければならない。

第4部 状況変化があった場合等の取扱い

第1章 指定地球温暖化対策事業所に該当することになった場合

1 都内中小クレジットの算定可能対象年度の変更

中小規模事業所が、都内中小クレジットの発行等に関する申請等の後に、総量削減義務制度の指定地球温暖化対策事業所（条例第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所をいう。以下同じ。）又はその一部となった場合にあつては、都内中小クレジットとなる削減量を算定できる年度（以下「算定可能対象年度」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所の指定の日が属する年度の前年度までとなる。

2 手続

中小規模事業所又は中小規模事業所が含まれる事業所が、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当したときは、当該事業所の所有者等（申請者と一致しないこともある。）は、条例第5条の8第2項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を東京都へ提出しなければならない。

東京都は、確認書が提出されたときは、都内中小クレジットの発行に関する申請等が行われている中小規模事業所との重複を事業所の所在地等により確認する。その結果、中小規模事業所又は中小規模事業所が含まれる事業所が指定地球温暖化対策事業所の要件に該当することが確認できたときは、当該中小規模事業所に係る申請者に対してその旨を通知する。

東京都から当該通知を受けた申請者は、都内中小クレジットの算定可能対象年度が変更されることを踏まえ、認定可能削減量の算定及び検証並びに削減量の申請の手続を進めるものとする。この際、特別の届出等は必要ない。

なお、認定可能削減量の算定及び検証並びに削減量の申請は、都内中小クレジットの有効期間の間であればいつでもできる。

第2章 中小規模事業所の名称の変更等

1 中小規模事業所の名称等の変更

申請者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に東京都へ届け出なければならない。

- (1) 中小規模事業所の名称又は所在地
- (2) 申請者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (3) テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

届出に当たって、次のものを提出する。

- ・ 都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届（第5号様式）※

※ 申請者による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

2 事務手続の委任

申請者は、委任状を提出することで、以降、東京都への削減量の認定申請に際に必要となる委任をする方（申請者）の捺印が省略できる。ただし、委任を受けた方の捺印は必要である。

委任状は、委任しようとする手続に係る届出書等の提出と同時又はその前までに提出する必要があり、前回提出時点より委任関係に一切の変更がない場合、他書類提出時に改めて委任状を提出する必要はない。

第5部 都内中小クレジット申請における提出書類

都内中小クレジット申請における提出書類を次に示す。

項目	媒体	部数
<u>(1) 都内中小クレジット削減量認定申請書 (第1号様式)</u>	電子《紙 (要押印) ※》	1部
<u>(2) 都内中小クレジット削減量算定書 (第2号様式)</u>	電子	1部
<u>(3) 一次エネルギー消費量算定書 (第3号様式)</u> <u>(検証機関が確認したもの)</u>	電子	1部
<u>(4) 検証結果報告書 (検証機関が作成したもの)</u>	電子	一式
<u>(5) 都内中小クレジット検証チェックリスト (検証機関が作成したもの)</u>	《紙 (検証機関の押印)》	
<u>(6) その他東京都が必要と認める書類</u>	＝	＝

※ 提出媒体に「紙 (要押印)」とあるものは、届出人による押印及び印鑑証明書の提出が必要である。

押印は、個人にあっては印鑑登録された印、法人にあっては、法務局に登録されている代表者の印を使用するものとする。なお、印鑑証明書の提出は、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。「《》」内は電子申請を行わず、書面で申請を行う場合を示す。

第1号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

年 月 日	
東京都知事 殿	
申請者	
住 所	
氏 名	
Ⓜ	
〔 法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕	
都内中小クレジット削減量認定申請書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量の規定について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットに係る削減量の認定を次のとおり申請します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
地球温暖化対策報告書制度に係る事業所番号	
都内中小クレジットに係る削減量	別添(都内中小クレジット削減量算定書)のとおり
都内中小クレジット削減量算定書	別添のとおり
検 証 結 果	別添のとおり
連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所(所在地)
	所属名
	担当者名
	電話番号
	メールアドレス
備考	
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

第2号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

（シート名：都内中小クレジット削減量算定書）

年度	都内中小クレジット削減量算定書						
1 中小企業等の該当有無の確認							
中小企業等の該当の有無							
2 都内中小クレジット削減量算定年度							
	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度		
算定年度							
3 基準年度の一次エネルギー消費量							
基準年度	年度	一次エネルギー消費量				GJ	
3 一次エネルギー消費量等の推移							
	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	算定対象期間合計	
一次エネルギー消費量 (GJ)						/	
2030年度の達成水準 (%)							
目標削減率相当量 (GJ)							
算定対象一次エネルギー消費量 (GJ)							
4 都内中小クレジット削減量							
都内中小クレジット削減量							tCO ₂

（日本産業規格A列4番）

第2号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

（シート名：都内中小クレジット削減量算定シート）

燃料・熱の種類		一次エネルギー消費量		都内中小クレジット		
		基準年度 (GJ)		算定対象 (GJ)	排出係数 (tC/GJ, 千kWh)	排出量 (tCO2)
			年度			
燃料及び熱	原油				0.0187	
	原油のうちコンデンサート (NGL)				0.0184	
	揮発油 (ガソリン)				0.0183	
	ナフサ				0.0182	
	ジェット燃料油				0.0183	
	灯油				0.0185	
	軽油				0.0187	
	A重油				0.0189	
	B・C重油				0.0195	
	潤滑油				0.0199	
	石油アスファルト				0.0208	
	石油コークス、FCCコークス				0.0254	
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)				0.0161
		石油系炭化水素ガス				0.0142
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)				0.0135
		その他可燃性天然ガス				0.0139
	石炭	輸入原料炭				0.0245
		コークス用原料炭				0.0245
		吹込用原料炭				0.0245
		輸入一般炭				0.0247
		国産一般炭				0.0247
		輸入無煙炭				0.0255
	石炭コークス					0.0294
	コークルタール					0.0209
	コークス炉ガス					0.0110
	高炉ガス					0.0263
	発電用高炉ガス					0.0263
	転炉ガス					0.0384
都市ガス					0.0136	
その他の燃料						
産業用蒸気					0.060	
産業用以外の蒸気					0.060	
温水					0.060	
冷水					0.060	
一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気					0.489	
合計					0	

（日本産業規格A列4番）

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

（シート名：その1）

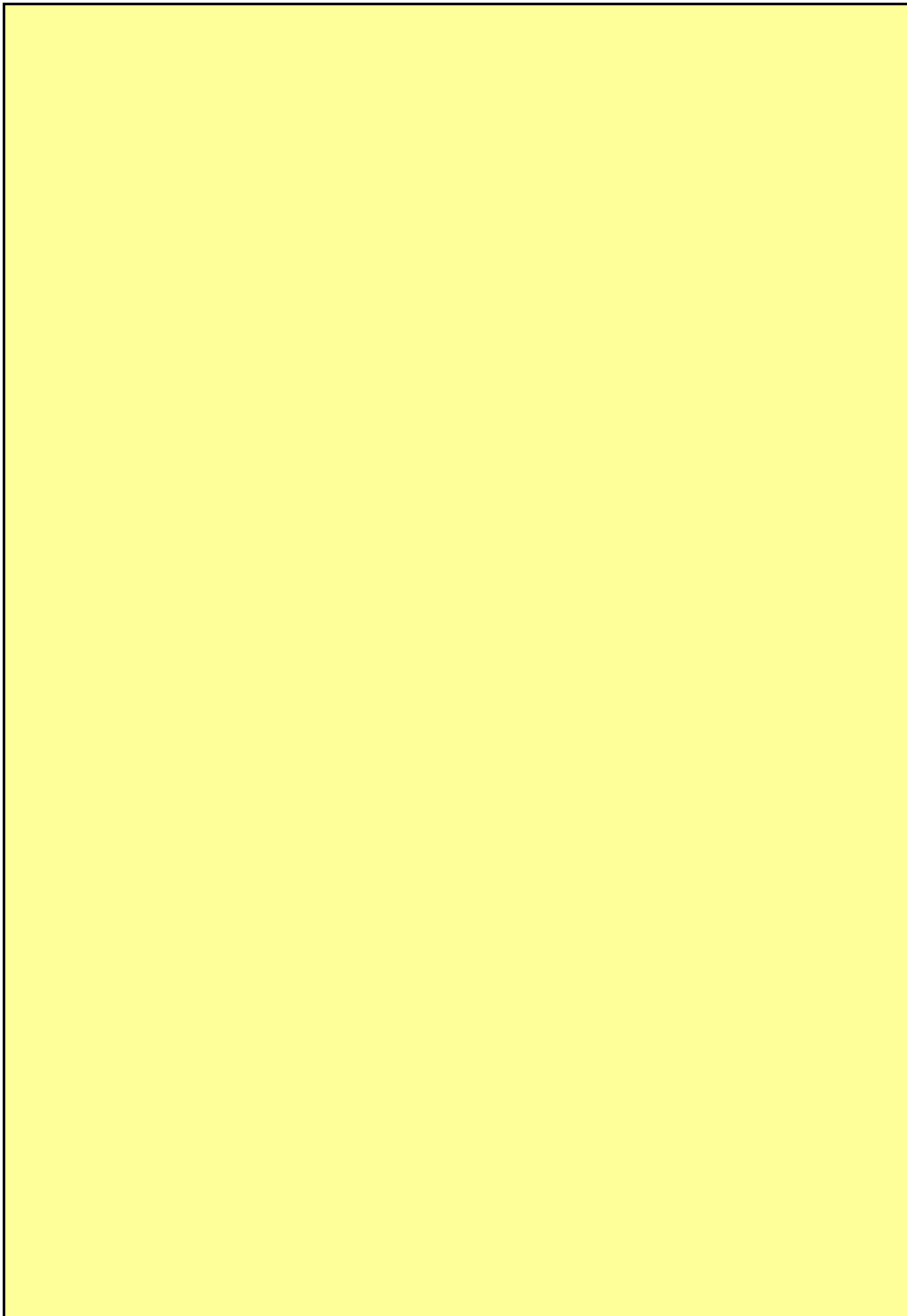
[] 年度	
一次エネルギー消費量算定報告書	
1 事業所の概要	
事業所の名称	[]
事業所の所在地	[]
建物の延べ面積	[] m ²
2 排出量算定に係る事項	
(1) 事業所境界の図示	
[]	

（日本産業規格A列4番）

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

（シート名：その2）

(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示



（日本産業規格A列4番）

第3号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

（シート名：その5）

(5) 燃料等使用量及び一次エネルギー消費量					
燃 料 ・ 熱 の 種 類	使 用 量 等		熱 量 (GJ)		
	単 位	2025年度			
燃 料 及 び 熱	原 油	kL			
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (N G L)	kL			
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL			
	ナ フ サ	kL			
	ジ ェ ッ ト 燃 料 油	kL			
	灯 油	kL			
	軽 油	kL			
	A 重 油	kL			
	B ・ C 重 油	kL			
	潤 滑 油	kL			
	石 油 ア ス フ ェ ル ト	t			
	石 油 コ ー ク ス 、 F C C コ ー ク ス	t			
	石 油 ガ ス	液 化 石 油 ガ ス (L P G)	t		
		石 油 系 炭 化 水 素 ガ ス	千 m ³		
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液 化 天 然 ガ ス (L N G)	t		
		そ の 他 可 燃 性 天 然 ガ ス	千 m ³		
	石 炭	輸 入 原 料 炭	t		
		コ ー ク ス 用 原 料 炭	t		
		吹 込 用 原 料 炭	t		
		輸 入 一 般 炭	t		
		国 産 一 般 炭	t		
		輸 入 無 煙 炭	t		
	石 炭 コ ー ク ス	t			
	コ ー ル タ ー ル	t			
	コ ー ク ス 炉 ガ ス	千 m ³			
	高 炉 ガ ス	千 m ³			
	発 電 用 高 炉 ガ ス	千 m ³			
	転 炉 ガ ス	千 m ³			
	都 市 ガ ス	千 m ³			
	そ の 他 の 燃 料				
産 業 用 蒸 気	GJ				
産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ				
温 水	GJ				
冷 水	GJ				
電 気	一 般 送 配 電 事 業 者 の 電 線 路 を 介 し て 供 給 さ れ た 電 気	千 kWh			
合 計		GJ			

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

（日本産業規格A列4番）

第4号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

都内中小クレジット削減量認定（認定拒否）通知書					
環気総第 号 令和 年 月 日					
殿 東京都知事					
㊟					
<p>年 月 日付けで申請のあった都内中小クレジットに係る削減量については、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> } <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 認定 認定拒否 </div> } </div> <p>したので、同ガイドラインの規定により通知します。</p>					
事業所名					
事業所所在地					
事業所番号					
都内中小クレジットに係る削減量	<p>1 次のとおり、都内中小クレジットに係る削減量を認定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">都内中小クレジットに係る削減量</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>2 都内中小クレジットに係る削減量として認められません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">理由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	都内中小クレジットに係る削減量		理由	
都内中小クレジットに係る削減量					
理由					
備考					

（日本産業規格A列4番）

第5号様式（都内中小クレジット算定ガイドライン）

年 月 日	
東京 都 知 事 殿	
申請（届出）者	
住 所	
氏 名 ㊟	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 〔法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕 </div>	
都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届	
私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号イに規定する都内削減量について、次のとおり、都内中小クレジット事業所の名称等が変更されたので、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により届け出ます。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
変更事項	1 中小規模事業所の名称又は所在地 2 申請者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地） 3 テナント等の単位で申請する場合の建物所有者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
変更内容	変更前
	変更後
連絡先	住所
	郵便番号
	会社名
	所属名
担当者名	メールアドレス
（電話番号）	
※受付欄	

（日本産業規格A列4番）